

株式併合公告

2018年9月12日

株主及び登録株式質権者 各位

埼玉県さいたま市中央区新都心7番地2

クラリオン株式会社

代表執行役 川端 敦

執行役社長兼CEO

当社は、2018年6月22日開催の第78回定時株主総会におきまして、株式併合を決議いたしましたので、会社法第181条の規定に基づき、次の通り公告いたします。

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| 1. 株式併合の割合 | 当社普通株式について、5株を1株の割合で併合する |
| 2. 株式併合の効力発生日 | 2018年10月1日 |
| 3. 効力発生日における発行可能株式総数 | 90,000,000株 |

なお、当社は、単元株式数を1,000株から100株に変更する旨の定款変更を併せて決議しております。

これに伴い、2018年10月1日付をもって、株式会社東京証券取引所における当社株式の売買単位も、1,000株から100株に変更されます。

以上